

**北空知障がい者支援センターあつぷる  
地域活動支援センターサービス重要事項説明書**

あなたに対する地域活動センターのサービス提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

**1. 事業者の概要**

経営事業者の名称	社会福祉法人揺籃会
法人所在地	深川市納内町2丁目4123番4
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 永倉 隆太郎
連絡先	TEL 0164-24-3911 FAX 0164-24-3130

**2. 事業の目的と運営の方針**

事業所の種類	地域活動支援センター（I型）
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、創作的活動等の機会の提供及び社会との交流の促進の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことを目的とする。</li><li>・障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことを目的とする。</li></ul>
名称	北空知障がい者支援センターあつぷる 地域活動支援センター
代表者氏名	管理者 佐藤 和
所在地	深川市4条18番2号（サークルハウスふれあいセンター）
連絡先	TEL 0164-26-0866（サークルハウスふれあいセンター） FAX 0164-23-5771
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</li><li>・事業の開始にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の地域生活支援サービス、障害福祉サービス、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</li><li>・実施要綱、障がい者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</li></ul>
開設年月	平成26年4月1日
利用定員	30名（地域活動支援センター）

### 3. 事業所の概要

#### (1) 事業所

建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	200.76㎡(サークルハウスふれあいセンター)

#### (2) 主な設備(サークルハウスふれあいセンター)

相談室	1室	24.6㎡
事務室(1階)	1室	23.7㎡
便所	2室	22.74㎡
休憩室	1室	33.62㎡
作業室(1階)	1室	48.05㎡
作業室(2階)	1室	48.05㎡

#### (3) 職員体制

職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		常勤	兼務	常勤	兼務
管理者	1	1			
生活支援員	5	3		1	1

#### (4) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	・日勤 8:45~17:45 常勤で勤務 ・早番 7:00~16:00 ・遅番 12:15~21:15
生活支援員	・日勤 8:45~17:45 ・早番 7:00~16:00 ・遅番 12:15~21:15 ・パート 9:00~15:00 9:00~16:00

## 4. サービスの概要

### (1) 相談支援サービス

種 類	内 容
相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように務めます。</li><li>・相談内容に応じ、相談支援事業所と連携し、必要な機関の紹介や情報の提供を行います。</li></ul> <p>&lt;相談窓口&gt; 管理者・生活支援員</p>

### (2) 日中活動支援サービス

種 類	内 容
創作的活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・手工芸品等の作成</li></ul>
生産活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産活動に参加できるよう、支援を行います。</li><li>・提供した生産活動により発生した利益は、利用者に還元を行います。</li><li>・将来の個別給付利用対象者への移行も考慮し、支援を行います。</li><li>・生産活動は、利用者の心身の状況意向、適正、障害の特性、その他事情を可能な限り踏まえて行います。</li><li>・生産活動に従事する者の作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように 配慮します。</li><li>・生産活動の機会の提供は、安全対策に配慮して行います。</li></ul>
余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域生活を快適に過ごすことが出来るよう、支援を行います。</li></ul>
社会活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人活動、社会資源活用の支援を行います。</li></ul>

### (3) 居住環境等支援サービス

種 類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の嗜好及び健康状態に応じ、自宅での食事に関する助言や支援を行います。</li></ul>
清掃	<ul style="list-style-type: none"><li>・清掃の技術や知識に関して、必要に応じて助言や支援を行います。</li></ul>
洗濯	<ul style="list-style-type: none"><li>・衣類等の清潔に留意できるよう、助言や支援を行います。</li></ul>
整理整頓	<ul style="list-style-type: none"><li>・常に整理整頓を行えるよう、助言や支援を行います。</li></ul>
社会資源の利用及び社会との交流促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共機関及び公共交通機関を利用し、社会参加や交流を図ることが出来るよう支援します。</li></ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・怪我や事故、また火災等に関して、安全に対する助言や支援を行います。</li></ul>

#### (4) 健康管理支援サービス

種 類	内 容
健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 疾病予防・健康管理に努められるよう、状態を把握し、助言や支援を行います。</li><li>・ 緊急時必要により主治医、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎを行います。</li></ul>

#### (5) 社会生活支援サービス

種 類	内 容
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者のコミュニケーション能力に応じ、利用者にあったコミュニケーションを取るようになります。</li></ul>
自己管理 (金銭・安全・健康・生活)	<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;金銭&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・ 金銭の使途等に関して、求めに応じて助言や支援を行います。</li><li>・ 日常生活において、経済的自立が図れるよう助言や支援を行います。</li></ul></li><li>&lt;安全&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・ 集団生活におけるルール、交通ルール等身の回りの安全を守れるよう、助言や支援を行います。</li></ul></li><li>&lt;健康&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自己の健康管理ができるよう、身体状況等について自ら説明ができるよう支援を行います。</li></ul></li><li>&lt;生活&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自らリズムのある生活を送れるように支援します。</li></ul></li></ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者との話し合いを実施し、適時行事等の情報を提供し、掲示を行います。</li><li>・ 事業所外で行われる祭事、催し等の情報提供を行います。</li></ul>

#### (6) 社会生活上の便宜

種 類	内 容
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を楽しく過ごして頂けるよう、適時レクリエーションを行います。</li><li>・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、自らが行うことが出来るよう、助言や支援を行います。</li></ul>

#### (7) 日帰り短期入所サービス

「日帰り短期入所事業」は、指定短期入所サービス提供事業者（あかとき学園）と契約を結びサービス提供を行います。

## (8) その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後法に定める期間保管します。
サービス提供機関の閲覧	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日9:00~16:00
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

## 5. 利用料

お支払いいただく利用料は次の通りです

### (1) 利用料金

利用者本人又は扶養義務者の所得に応じ市町が示された額をお支払いいただきます。地域活動支援に登録された方は、1か月2,000円、1か月10日未満利用される方は、1日200円のお支払となります。

日帰り短期入所の利用者負担は、原則として定率（1割）となります。所得に応じて負担上限月額が設定されています。

### (2) 利用料金以外の負担金

以下の負担について、事業者は、翌月10日まで請求書にて請求し、利用者は、翌月末日までに利用料金を支払います。

教材費、生活用品等の実費相当額

旅行、行事等の参加負担金

写真代実費相当額、コピー代1枚10円

### (3) 利用者負担金の支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までに以下の方法でお支払ください。

<支払方法>

銀行振り替え      現金支払

ご利用できる金融機関： 北空知信用金庫深川本店

## 6. 相談（苦情）申し出及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 当事業所 相談（苦情）申し出窓口

苦情受付担当者 地域活動支援センター      管理者      佐藤 和

苦情対応責任者 相談支援事業所（特定）      センター長 石塚秀樹

TEL 0164-22-1798 FAX 0164-22-1797

○苦情受付時間 毎週 月曜～金曜 8:45～17:45 （緊急時24時間対応）

上記受付時間以外の時間帯は夜間携帯電話に転送されます。

苦情受付ボックス及び苦情記入用紙を玄関にご用意します。

(2) その他の苦情申し立て機関

○深川市・健康福祉センター 健康福祉課

深川市 2 条 17 番 3 号

TEL0164-26-2152 Fax0164-23-0800

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

○北海道福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北 2 条 7 丁目かでの 2・7

TEL011-204-6310 FAX011-204-6311

(3) 虐待通報受付窓口

虐待受付担当者 地域活動支援センター

管理者 佐藤 和

TEL 0164-22-1798 FAX 0164-22-1797

虐待対応責任者 相談支援事業所(特定)

センター長 石塚秀樹

TEL 0164-24-3666 FAX 0164-24-3667

○虐待通報受付時間 毎週 月曜～金曜 8:45～17:45 (緊急時 24 時間対応)

上記受付時間以外の時間帯は夜間携帯電話に転送されます。

○社会福祉法人揺籃会虐待防止委員会

[委員長] 前揺籃会理事・前清祥園総合施設長

坂本 政之

[副委員長] 深川市町内会連絡協議会会長

安藤 一彦

〃 前揺籃会理事/前西町保育所所長

余合 範子

[委員] 揺籃会各施設事業所の虐待防止対応責任者

11 名

○深川市市健康福祉課障害福祉係

深川市 2 条 17 番 3 号

TEL 0164-26-2152 FAX 0164-23-0800

○北海道障がい者権利擁護センター

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-8617 FAX 011-232-4068

7. 非常災害時の対策

平常時の訓練	年 2 回以上 避難防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
--------	----------------------------------

8. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪・面会は、自由です。
外出	外出の際は、職員に申し出てください。
設備・器具	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願ひします。他の利用者に迷惑をかけない程度にお願ひします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

